

令和2年度消防設備士講習案内

消防法第17条の10の規定に基づく「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている方

2 受講期限（消防法施行規則第33条の17）

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内

(2) 消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

※ 受講期限内に受講しない場合は、消防法令違反として行政措置の対象となる場合があります。

3 講習日及び講習会場等

講習区分	免状種別	講習日	定員	講習会場
消火設備	第1類 第2類 第3類	10月6日(火)	250	かながわ労働プラザ
		10月29日(木)	150	ラスカ平塚
		11月11日(水)	150	レンブラント(旧オークラフロンティア) ホテル海老名
		11月19日(木)	250	かながわ労働プラザ
警報設備	第4類 第7類	10月7日(水)	250	かながわ労働プラザ
		10月15日(木)	250	かながわ労働プラザ
		10月27日(火)	150	ラスカ平塚
		11月12日(木)	150	レンブラント(旧オークラフロンティア) ホテル海老名
		11月17日(火)	250	かながわ労働プラザ
避消難火設器備	第5類 第6類	10月8日(木)	250	かながわ労働プラザ
		10月14日(水)	250	かながわ労働プラザ
		10月28日(水)	150	ラスカ平塚
		11月10日(火)	150	レンブラント(旧オークラフロンティア) ホテル海老名
		11月18日(水)	250	かながわ労働プラザ
計		14回	2,900席	

※ 神奈川県では、当分の間「特殊消防用設備等」の講習は行いません。

4 受講申請に必要な書類等

(1) 消防設備士講習受講申請書

- 申請書の太枠内に必要事項を記入してください。
- 受講希望日は、必ず第3希望まで記入してください。
- 手数料欄に7,000円分の「神奈川県収入証紙」を貼付してください。「収入印紙」ではありません。
 - ・消印のある収入証紙は、使用できません。
 - ・神奈川県収入証紙は、当協会でも販売しています。また、お近くの販売所（県内警察署隣の交通安全協会等）は、当協会のホームページで検索できます。
- 写真貼付欄に貼付する写真は、次のとおりとしてください。
 - ・正面からの上三分身(胸から上)像で無帽、無背景のもの。
 - ・6か月以内に撮影したもので、枠なし縦4cm、横3cmの大きさのもの。
 - ・カラーコピーや普通紙に印刷したものは不可です。

(2) 消防設備士免状の写し

消防設備士免状(表側)をA4サイズの用紙にコピーしてください。

(3) 返信用封筒（定形長形3号120mm×235mm）

- 受講票等の送付用として使用します。
 - ・84円切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名を記入してください。
- 受講申請書1枚について一通の返信用封筒が必要です。

(4) 講習科目の一部免除書類（該当者のみ）

- 受講予定日の前、6ヶ月以内に他の都道府県で消防設備士講習（科目免除を受けた講習を除く）を受講した方は、8-(1)に記載科目の受講免除を受けることができます。免除を希望する方は、受講済み免状の両面又は、講習受講証明書をA4サイズの用紙にコピーしてください。
- 今年度、2区分以上を受講する方は、2回目以降の受講の際に講習科目の一部免除を受けることができます。（詳細は講習会場で説明します。）

※ 講習科目の一部免除を受けた場合でも、効果測定は免除されません。

5 受講申請の方法

- (1) 前記4の書類一式を定形長形3号(120mm×235mm)以上の封筒で送付又は、協会窓口へ持参してください。申請書送付(持参)先は次頁下段参照
- (2) 複数区分を受講する場合は、関係書類を一つの封筒にまとめるなど、一括して申請してください。
- (3) 「神奈川県収入証紙」の貼付済申請書を送付する際は、紛失事故を避けるため、できる限り簡易書留を利用してください。（送料は申請者負担です。）

6 受講申請書受付期間等

- (1) 受付期間は8月3日(月)から8月28日(金)まで(消印有効)

ただし、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会窓口での受付は、受付期間内の平日9時00分から16時30分まで

※ 各会場ごとに定員に達するまで、先着順に受け付けます。

- (2) 第一希望会場(講習日)が定員に達した後に受講申請あった場合には、第二希望・第三希望の順に会場(講習日)を振替えて受講票等を発送します。
- (3) 受付期間を過ぎても、定員に達していない会場(講習日)については、9月25日(金)まで受け付けますので、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のホームページで確認するか、電話等で問い合わせてください。
- (4) 受講票等は申請書を受理後、1週間以内に発送します。

※ 申請時に提出された書類及び手数料は、いかなる場合でも返還できませんので、ご了承ください。

7 講習時間

- (1) 受付時間

- 9時00分から9時30分まで
- 講習科目一部免除者の受付は、12時20分から12時40分まで

- (2) 講習時間

- 9時30分から17時30分(予定)まで
- 講習科目一部免除者は12時45分から17時30分(予定)まで
- 講習時間には「効果測定」の時間を含みます。

8 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等の関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

9 講習区分

講習区分	該当する免状
消火設備	第1類・第2類・第3類
警報設備	第4類・第7類
避難設備・消火器	第5類・第6類

注：講習区分ごとに1枚の申請書が必要です。

10 その他

- (1) 受講申請書が不足する場合には、コピーして使用してください。
- (2) 受講申請後に受講日の変更を希望される方は、9月2日(月)以降に電話でお申し出ください。変更希望会場(講習日)が定員に達していない場合は、変更を認めます。
- (3) 受講案内・受講申請書は各消防本部・消防署・各地域県政総合センターに備えてあり

ますが、部数に限りがありますので電話等で問い合わせしてから受け取るようにしてください。郵送を希望される方は、下記へお問い合わせください。ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ先

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会

電 話 045-201-1908

ファックス 045-212-0971